

苫小牧工業高等専門学校国際交流センター委員会規程

規則第125号

制 定 令和8年2月19日

一部改正 令和8年4月24日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校国際交流センター（以下「センター」という。）規程第3条第2項の規定に基づき、国際交流センター委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの運営管理に関する事項
 - 二 国際交流に関する基本方針および実施計画の策定に関する事項
 - 三 学生・教職員の海外派遣および外国人留学生の受け入れに関する事項
 - 四 学術交流協定の締結および連携に関する事項
 - 五 国際交流に関連するイベントの開催および学生の主体的な活動の支援に関する事項
 - 六 国際交流事業に対する自己点検評価に関する事項
 - 七 その他センター運営に関する必要な事項
- 2 委員会は、前項各号に関する事項について、自己点検評価を行い、改善に向けた取組について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 総務課長
- 四 その他校長が指名した者

(任期)

- 第4条** 前条に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(議事)

第7条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員長は、第2条に関する特定事項を検討するため、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 部会長は、検討結果を委員長に報告するものとする。
- 4 部会は本校の教職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。
- 5 部会に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議の結果を、校長に報告する。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校国際委員会規程(令和3年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和8年4月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。